

質疑・答弁から

後期高齢者医療に関する条例

問 後期高齢者医療制度において、医療費の自己負担限度額を超えた分の返還手続きはどうなりますか。

答 また、65歳以上の障害者は制度加入の選択ができますか。

答 限度額を超えた分の返還については、老人保健制度と同じです。

障害を持った方の加入については選択できません。

問 障害者は選択できるとのことですが、いつまで余裕期間があるのですか。また、役場の窓口はどこですか。

答 本人の意思表示は3月31日までとしていますが、その後も随時受付できます。窓口は保険健康課です。

問 後期高齢者医療制度の事務は、何人で対応するのですか。

答 国、県から事務費はくるのですが。

問 延滞金の率が高いし罰則もありますが、その根拠、理由は。

答 保険年金班8人で対応しています。事務費に對しての補助金はありません。

問 延滞金の率が高いし罰則もあり

答 延滞金の率は地方税法に基づいています。

問 後期高齢者医療制度に関する法律に基づいて作っています。



保険健康課(後期高齢者医療の窓口)

問 後期高齢者医療制度の周知徹底は出来ていると思えますか。

答 広域連合本部でもいろいろな機会をとらえて周知を行っています。町も地域での説明会を行いました。

しかし、まだ周知徹底をはかる必要があると思います。

職員の旅費に関する条例の改正

問 特別職に随行が必要となる出張とはどのような場合ですか。随行はどのような職員がするのですか。

答 特別職が出張する際、事務的な説明などが必要な場合です。随行員の規定はないので、その時の担当職員が随行します。

問 町長が上京したついでに陳情に行く場合も、随行するのですか。

答 そのような場合は随行しません。

特定の事案についてくに陳情する場合などですが、基本的に随行はありません。

非常勤特別職の報酬及び費用弁償

問 非常勤特別職の日当は町内2千円となっていますが、廃止や半額にする考えは。

答 議員の費用弁償は2千円です。ただ非常勤特別職は議員以外にもたくさんいます。そういう方も含め日額報酬と費用弁償を支払うことを定めています。

問 町財政が逼迫している中、日当を減額することは、各委員に説明すれば了解してもらえないではありませんか。

答 今後行革の審議の中に出てくる問題だと思いますので、十分検討していきたいと思っています。

国民健康保険条例の改正

問 国保税の限度額は56万円が59万円になるとのことですか。後期高齢者支援金分が加わるので世帯の負担が増えると思いますが、どの位増えるのですか。

答 限度額は59万円になります。

1カ月当りの自己負担限度額

	自己負担限度額 (月額)		
	外来 (個人ごと)	入院	世帯単位
現役並み所得者	44,400 円	80,100+1% (44,400 円)	80,100+1% (44,400 円)
一般	12,000 円	44,400 円	44,400 円
低所得	8,000 円	24,600 円	24,600 円
		15,000 円	15,000 円

- 1「+1%」は、医療費が267千円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。
- 2()内は、年4回以上該当した場合の4回目以降の額。

は、年金78万円の75歳以上1人、75歳未満が2人で、うち一人に500万円の収入がある3人世帯の場合、約3万4230円増えると試算しています。

乳幼児医療の対象年齢引き上げ

問 対象年齢を2歳引き上げると、どの位の予算が必要となるのですか。
当初予算にも反映されているのですか。

答 2歳引き上げることで900万円ほど必要ですが、10月から実施です。半年分として20年度は400万円程度の増を見込んでいます。

なお、当初予算では制度拡大に伴う国保連合会への委託料や、関係医療機関等への通知に係る郵便料などを含め計上しています。

問 県の制度改正の情報があり、内容が確定した時点で改めて条例改正を行うということでした。

が、その時点で補正予算を組めばよいのでは。

答 情報では、通院1医療機関600円、入院は500円の7日分を個人負担とするようです。今まで入院は無料、通院は3歳未満無料、3歳以上は3割負担でした。

20年度からは2割負担となり、その分を町が見るように予算計上しています。ただ、国保だけでなく、社会保険もありますので、実際の医療費を見て補正をすることになっています。

問 子どもはいつ病気になるか分かりません。1歳の引き上げでもよいので4月から実施していただきたいのですが。

答 4月から実施したかったのですが、医療機関への連絡等準備期間として3カ月ほど必要ということと、県の制度改正施行が10月からということと、混乱を避けるため10月からの実施としました。

問 それならば当初予算ではなくて6月、9月に補正予算で対応し、あわせて条例改正をすればよいのでは。

答 町は乳幼児医療の2歳引き上げ、無料化に強い意志を持っているということと、今議会でも条例改正と予算計上をしています。

保育料徴収条例の改正

問 一部の区分に入る方の負担が大きくなると思います。区分そのものを見直す必要があると思いますか。

答 ご指摘のとおり負担が増える階層区分はあります。これを解消するためにも区分を細かくというのですが、行財政改革の答申では、国の基準の90%にもつていくこととされています。今後は国の基準の7階層にしていくことになっています。

問 国の基準の90%に落ちつくような、所得に見合った保育料となるように階層を変える研究をする必要があるのでは。

答 段階的な値上げについては、昨年お願いした経緯があると思います。いずれにしても国の基準の90%位にしなればいけませんので、研究していきます。

平成19年度一般会計補正予算

問 住民基本台帳カードの発行委託料が追加されていますが、始まった時からどれくらい発行しているのですか。

答 住基ネットが始まったからは153枚発行しています。

問 競争力ある土地利用型の農業育成費が、全額減額されていますが内容は。

答 当初2人分の経費を計上しましたが、19年度中、1人は採択要件から外れ、もう1人は申請を取消したので全額を減額しました。

保育所徴収金（保育料）基準額表

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	円 0	円 0	円 0
第2	第1階層及び第5～第10階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	8,100 -	5,600 (5,800)	5,600 (5,800)
第3	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	17,300 (17,100)	14,400 (14,200)	14,400 (14,200)
第4	所得割のある世帯	18,100 (18,700)	15,300 (15,800)	15,300 (15,800)
第5	所得税が8,500円未満	26,400 (26,200)	23,800 (23,400)	23,800 (23,400)
第6	所得税が8,500円以上40,000円未満	28,000 (29,000)	24,600 (24,900)	24,600 (24,900)
第7	所得税が40,000円以上71,500円未満	40,000 -	33,200 (29,200)	30,200 (27,700)
第8	所得税が71,500円以上103,000円未満	40,500 (41,000)	33,200 (29,200)	30,200 (27,700)
第9	所得税が103,000円以上413,000円未満	51,800 (48,700)	33,800 (29,500)	30,200 (27,700)
第10	所得税が413,000円以上	67,400 (63,000)	33,800 (29,500)	30,200 (27,700)

※徴収金基準額欄の上段は、改正後の金額、（ ）内は改正前の金額。

平成20年度 一般会計予算

問 税収入還付金が昨年より相当額増えているが、理由と額は。

答 法人町民税が500万円、税源移譲により所得税が0になった人への住民税の還付金が500万円、計1千万円を計上しています。

問 所得税が0になった人への住民税の還付は個人申請になっていますが、対象者全員に通知はされますか。

答 制度については広報などでお知らせしましたが、7月の申告時期前には個人あてに通知します。

問 乳幼児医療費は年齢引き上げに見合う額になっていきますか。

答 年齢引き上げに必要な額を含んでいます。

問 拡大された分の額は入っているということですが、条例改正の中には金額はないです。この条例改正と予算の関係は。

答 本来通年予算を組むべきですが、歳出を厳しく削ってもなお不足するため、一時借入れをして予算を組むことになり、1年間の予算を組んでいません。事情をご理解いただきたいと思えます。

問 拡大された分というのは5歳までの引き上げ分と思いますが、条例に数字が入っていないなら、積算は3歳までの分と変わらないはずですが、この医療費を少なく計上し、条例改正と同時に補正をするのが手順では。

答 通年予算を組めるような状況ではないことをご理解いただきたいと思います。

問 保育所民営化に係る選考委員の報酬がありますが、この内容は。

答 1月に2回当該保育所の保護者と話し合いをし、その後1月中旬に1回、2月に1回、計2回委員会を開催しました。募集は2月19日から3月20日ということで町のホームページに掲載しました。施設見学会には2つの社会福祉法人から参加がありました。

問 社会福祉法人への補助金と指定管理委託料の合計が、昨年の補助金と福祉センターの施設料の合計より増えているがどうなっているのですか。

答 福祉センターの運営には、指摘された予算以外に他の課で計上しているものもあります。そういうものも含め、指定管理の業者選定を行います。

問 産業まつりは見直しの時期にあると思うが、今後どの様に考えているのですか。

答 いろいろ検討してきましたが、まだ結論を

出すにいたっていませんので、補助金を計上していません。今後も事務局会議などで検討していきます。



昨年開催された産業まつり

問 産業まつりと体育祭を一緒にしたような形を考えてみるの必要ではないですか。

答 産業まつりは、商工会と農協が主となって開催しています。町民体育祭は、実行委員会を中心に実施しています。それぞれ課題はありますが、どうすれば町の活性化につながるか、検討する必要がありますか、検討します。

問 大谷自然公園の研修施設利用を今の7月から9月の宿泊だけにな

く、5月から10月の間も利用をできるようにはなりませんか。

答 今は7月から9月までの間、宿泊施設開放ということで指定管理者に委託しています。これを変更するとなると委託料の見直しなどが必要となりますので、調査を行ったうえで今後検討します。

問 防犯灯設置協議会の委員報酬があります。委員17人は多くありませんか。

答 委員数については見直しが必要と思えます。今後検討します。

問 公民館管理委託料が計上されていますが、今後の運営はどうなるのですか。

答 住み込みの管理人を4月から廃止します。このため午後10時から翌日8時30分までは機械警備となります。長谷別館は昼間だけの管理です。両方で約500万円ほど

の削減効果を見込んでいます。

問 管理人がいなくなる町民にとってどのようなことになるのですか。

答 利用者にとっては変わりありません。利用時間が午前9時から午後10時までとなっていますが、時間外の利用や大会などの場合は職員で対応したいと思えます。



中央公民館

住宅新築資金等 特別会計

問 行橋市や苅田町では住宅新築資金の滞納者の中に職員がいたが、当町では。

答 当町にはいません。